

この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一

二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三三

三号）抄

（施行期日）

1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二八日政令第四三四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

第二条 この政令の施行の際現に地方海難審判庁に係属している事件の管轄については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一二月二七日政令第三四五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年二月一日政令第一四

号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（海難審判法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正前の海難審判法施行令第三条第二号イ若しくはハ又は第四条第四号に規定する職は、第四条の規定による改正

後の海難審判法施行令第三条又は第四条の規定の適用については、それぞれ同令第三条第二号イ若しくはハ又は第四条第四号に規定する職とみなす。

附 則（平成一八年三月二九日政令第八三

号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一六七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二八日政令第六九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

2 この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 海難審判法施行令第二条
附 則（平成二〇年七月一八日政令第二三二号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 国土交通省設置法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、改正法の施行後は、改正法による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 国土交通大臣（改正法第一条観光庁長官の規定による改正前の国土交

通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）

運輸安全委員会

海難審判所

中央労働委員会

中央労働委員会

交通政策審議会

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

不当労働行為事

に関する法律（平成十三年運輸監理部長を含む法律第百十二号）及び雇用の分む。）

野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に係る事務に係る場合に限る。）

船員地方労働委員会（旧設置当該船員地方労働委員会）の所在

十八号に掲げる事務に係る場を管轄区域と合（十の項に掲げる場合を除く。）に置かれる地方

地方運輸局長（運輸監理部長労働争議が発生を含む。）（旧設置法第四条第

九十六号に掲げる事務に係る都道府県知事（当該労働争議が二以上の都道府県にわたるものであるときは厚生労働大臣）

旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされているものを除き、改正法の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改正法の施行の日前にその手続がされてい

ないものについては、改正法の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされてい

ないものとみなして、当該相当規定を適用する。

第三条 第二十四条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月九日政令第五七

号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二五日政令第八

四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二五日政令第八

四号）抄

（施行期日）

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。